

YouTube:<https://youtu.be/NgDxaz9xVzk>

ニコニコ動画:<https://www.nicovideo.jp/watch/sm39081141>



日本国民が20年以上デフレに苦しんでいるにもかかわらず、デフレ下でデフレ促進策が連発され続けている現状を理解する一環として、「財政法」について、まとめることとなりました。

問題となっている4条、5条の内容と問題点が端的にまとまっている記事を探したところ、こちらの記事が適当であると思いましたので、お示しします。

三橋貴明氏のブログ「新世紀のビッグブラザーへ」のエントリー、「[財政法と財務省設置法を改訂しよう！](https://ameblo.jp/takaakimitsuhashi/entry-12445672426.html)」より抜粋。

<https://ameblo.jp/takaakimitsuhashi/entry-12445672426.html>

『**財政法 第四条** 国の歳出は、**公債又は借入金以外の歳入を以て**、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。』

『**財政法 第五条** すべて、公債の発行については、**日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない**。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。』

『**財務省設置法（任務） 第三条** 財務省は、**健全な財政の確保**、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とする。』

特に、財務省設置法に「健全な財政の確保」と書かれているのが問題です。「健全な財政」とは抽象的であり、かつ特定の価値観です。大蔵省時代の設置法は、任務として、国の財務、通貨、金融、証券取引、造幣事業、印刷事業と、単なる業務が書かれていただけでした。**それが、財務省になる際に「健全な財政の確保」という言葉が入ってきた。**

ある意味で、**財務官僚は法律に従い、PB黒字化路線を邁進している**のです。

日本の国会議員は、そもそも上記三つの条文、特に「設置法」については知らないでしょう。**まずは、これらの条文が問題であることを周知することから始めなければなりません。**

三つの条文について「問題」にさえなれば、物事が動き出します。「問題」にするために、まずは知らせる。一日本国民であっても、できることは多々あると思うのです。

『**財政法 第四条** 国の歳出は、**公債又は借入金以外の歳入を以て**、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。』

『**財政法 第五条** すべて、公債の発行については、**日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない**。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内では、この限りでない。』

『**財務省設置法（任務） 第三条** 財務省は、**健全な財政の確保**、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とする。』

特に、財務省設置法に「健全な財政の確保」と書かれているのが問題です。「健全な財政」とは抽象的であり、かつ特定の価値観です。大蔵省時代の設置法は、任務として、国の財務、通貨、金融、証券取引、造幣事業、印刷事業と、単なる業務が書かれていただけでした。**それが、財務省になる際に「健全な財政の確保」という言葉が入ってきた。**

ある意味で、**財務官僚は法律に従い、PB黒字化路線を邁進している**のです。

日本の国会議員は、そもそも上記三つの条文、特に「設置法」については知らないでしょう。

まずは、これらの条文が問題であることを周知することから始めなければなりません。

三つの条文について「問題」にさえなれば、物事が動き出します。「問題」にするために、まずは知らせる。一日本国民であっても、できることは多々あると思うのです。

財政法第4条は、「原則として国の歳出の財源は国債などの借金以外から確保せよ」と解釈でき、第5条は「原則として国債を日本銀行引き受けにしていけない」と解釈できます。

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000034>

これらは、昭和22年3月31日法律第34号として可決され、翌4月1日から施行されました。昭和22年といえば、GHQの占領下です。日本国憲法は占領憲法と呼ばれますが、財政法についても同じ類いのものと言えます。

e-GOV 法令検索

- 附 則
- 附 則 (昭和二十四年四月一日法律第二三号)
- 附 則 (昭和二十四年五月三十一日法律第一四五号)
- 附 則 (昭和二十五年三月三十一日法律第六〇号)
- 附 則 (昭和二十五年五月四日法律第一四一号)
- 附 則 (昭和二十六年六月一日法律第一七三号)

昭和二十二年法律第三十四号  
財政法 抄

財政法目次  
第一章 財政総則  
第二章 会計区分  
第三章 予算  
第一節 総則  
第二節 予算の作成  
第三節 予算の執行  
第四章 決算

e-GOV 法令検索

- 附 則
- 附 則 (昭和二十四年四月一日法律第二三号)
- 附 則 (昭和二十四年五月三十一日法律第一四五号)
- 附 則 (昭和二十五年三月三十一日法律第六〇号)
- 附 則 (昭和二十五年五月四日法律第一四一号)
- 附 則 (昭和二十六年六月一日法律第一七三号)

昭和二十二年法律第三十四号  
財政法 抄

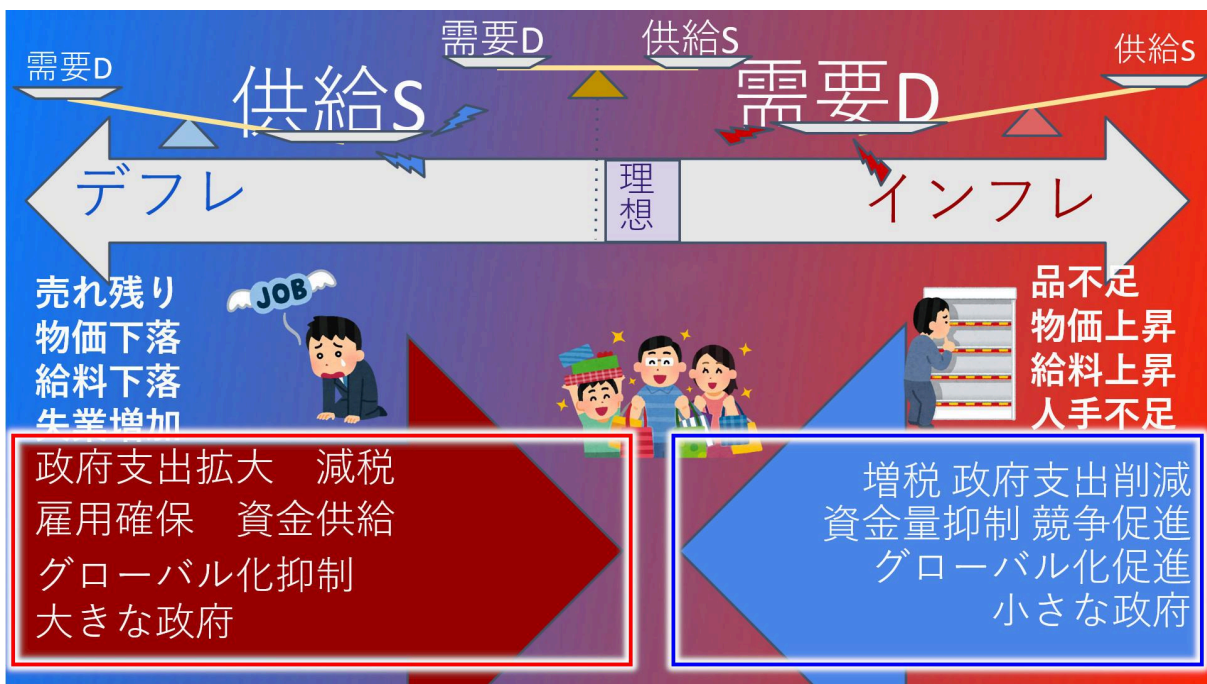
財政法目次  
第一章 財政総則  
第二章 会計区分  
第三章 予算  
第一節 総則  
第二節 予算の作成  
第三節 予算の執行  
第四章 決算

	<p>れたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす</p> <p><b>第四十七条</b> この法律の施行に関し必要な事項は、政令で、これを定める。</p> <p><b>附 則 抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十七条第      条、第三十五条並びに第三十六条の規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行し      政令でこれを定める。</p> <p>② 第四条及び第五条の規定は、昭和二十三年以後の会計年度の予算に計上される公      条第一項、第十八条第二項、第十九条、第二十八条、第三十条、第三十一条並びに第      規定は、昭和二十二年以後の会計年度の予算及び決算について、これを適用する。</p> <p><b>第一条の二</b> 内閣は、当分の間、第三十一条第一項の規定により歳入歳出予算を配賦す      るときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該項に限り、目の区分をしないで配賦</p> <p>② 前項の規定により目の区分をしないで配賦した場合においては、各省各庁の長は、      認を経て、目の区分をしなければならない。</p> <p>③ 財務大臣は、前項の規定により目の区分について承認をしたときは、その旨を会計</p> <p>れたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす</p> <p><b>第四十七条</b> この法律の施行に関し必要な事項は、政令で、これを定める。</p> <p><b>附 則 抄</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十七条第      条、第三十五条並びに第三十六条の規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行し      政令でこれを定める。</p> <p>② 第四条及び第五条の規定は、昭和二十三年以後の会計年度の予算に計上される公      条第一項、第十八条第二項、第十九条、第二十八条、第三十条、第三十一条並びに第      規定は、昭和二十二年以後の会計年度の予算及び決算について、これを適用する。</p> <p><b>第一条の二</b> 内閣は、当分の間、第三十一条第一項の規定により歳入歳出予算を配賦す      るときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該項に限り、目の区分をしないで配賦</p> <p>② 前項の規定により目の区分をしないで配賦した場合においては、各省各庁の長は、      認を経て、目の区分をしなければならない。</p> <p>③ 財務大臣は、前項の規定により目の区分について承認をしたときは、その旨を会計</p>
--	---

国債による財源確保のハードルを高くするこれらの条文の何が問題かと言え、必要な経済政策を実施するハードルを高くすることが問題です。

国債を発行しても問題のない範囲については、歳入の範囲とする説、保有資産の範囲とする説、供給能力の範囲とする説などがありますが、これらは21世紀になって久しい今でも専門家の間で意見が分かれています。もし後になって間違っていることが証明されたとしても、時間を巻き戻すことが出来ません。

にもかかわらず、国債発行の範囲を法律で定めてしまうのは、やりすぎではないでしょうか。



経済政策は、特定の思想信条によって実施されるのではなく、そのときの状況に応じて適切に実施されなければならない。

ということに同意して頂けない政治家や官僚の皆様には、即刻ご引退をお願いしたいところです。

国債による財源確保のハードルを高くする法律のせいで適切な経済政策がなされなければ、国民の生命と財産にとっての脅威となります。

国民経済の悪化によって収入や経験、キャリアを積み重ねるチャンスが奪われた国民は一生を棒に振り、精神的に追い込まれて死に追いやられたら経済政策によって殺されたこととなります。

経済的に余裕があれば子宝に恵まれたであろう世帯にとっては、経済政策によって赤ちゃんが殺されたと解釈しても、考えすぎとは思えません。

冒頭で触れたブログ記事に話を戻しますと、この記事では財政法の他に、「財務省設置法」についても触れています。

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000095\\_20190107\\_430AC0000000016](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000095_20190107_430AC0000000016)

『財務省設置法（任務）第三条 財務省は、**健全な財政の確保**、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とする。』

『財務省設置法（任務）第三条 財務省は、**健全な財政の確保**、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とする。』

財務省設置法は財政法と違って、とっくの昔にサンフランシスコ講和条約が締結された平成11年7月16日に公布され、平成13年1月6日施行されました。

平成十一年法律第九十五号  
財務省設置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 財務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 財務省の設置（第二条）

第二節 財務省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職（第五条）

第二節 審議会等（第六条—第八条）

第三節 削除

第四節 地方支分部局（第十二条—第十七条）

第四章 国税庁

平成十一年法律第九十五号  
財務省設置法

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 財務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 財務省の設置（第二条）

第二節 財務省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節 特別な職（第五条）

第二節 審議会等（第六条—第八条）

第三節 削除

第四節 地方支分部局（第十二条—第十七条）

第四章 国税庁

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000095\\_20190107\\_430AC0000000016](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000095_20190107_430AC0000000016)

第八章	外務省関係	(第二百一十一條 - 第二百二十七條)
第九章	財務省関係	(第三百三十八條 - 第五百九條)
第十章	文部科学省関係	(第五百十條 - 第五百八十五條)
第十一章	厚生労働省関係	(第五百八十六條 - 第七百七十四條)
第十二章	農林水産省関係	(第七百七十五條 - 第八百七十條)
第十三章	経済産業省関係	(第八百七十一條 - 第九千九條)
第十四章	国土交通省関係	(第九千十條 - 第九千二百六十五條)
第十五章	環境省関係	(第九千二百六十六條 - 第九千三百條)
第十六章	経過措置等	(第九千三百一十一條 - 第九千三百四十四條)
附則		

## 第一章 総則

### (趣旨)

第一条 この法律は、中央省庁等改革関係法（内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十号））、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）、国家行政組織法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十一号）、郵政事業庁設置法（平成十一年法律第九十三号）、法務省設置法（平成十一年法律第九十五号）、外務省設置法（平成十一年法律第九十六号）、文部科学省設置法（平成十一年法律第九十七号）、農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）、国土交通省設置法（平成十一年法律第九十九号）、環境省設置法（平成十一年法律第百号）及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）をいう。以下同じ。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

## 第二章 内閣法の一部を改正する法律の施行期日

第二条 内閣法の一部を改正する法律は、平成十三年一月六日から施行する。

第八章	外務省関係	(第二百一十一條 - 第二百二十七條)
第九章	財務省関係	(第三百三十八條 - 第五百九條)
第十章	文部科学省関係	(第五百十條 - 第五百八十五條)
第十一章	厚生労働省関係	(第五百八十六條 - 第七百七十四條)
第十二章	農林水産省関係	(第七百七十五條 - 第八百七十條)
第十三章	経済産業省関係	(第八百七十一條 - 第九千九條)
第十四章	国土交通省関係	(第九千十條 - 第九千二百六十五條)
第十五章	環境省関係	(第九千二百六十六條 - 第九千三百條)
第十六章	経過措置等	(第九千三百一十一條 - 第九千三百四十四條)
附則		

## 第一章 総則

### (趣旨)

第一条 この法律は、中央省庁等改革関係法（内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十号））、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）、国家行政組織法の一部を改正する法律（平成十一年法律第九十一号）、郵政事業庁設置法（平成十一年法律第九十三号）、法務省設置法（平成十一年法律第九十五号）、外務省設置法（平成十一年法律第九十六号）、文部科学省設置法（平成十一年法律第九十七号）、農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）、国土交通省設置法（平成十一年法律第九十九号）、環境省設置法（平成十一年法律第百号）及び中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百二号）をいう。以下同じ。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

## 第二章 内閣法の一部を改正する法律の施行期日

第二条 内閣法の一部を改正する法律は、平成十三年一月六日から施行する。



<https://www.kantei.go.jp/jp/cyuo-syocho/146kokkai/sikouhou/sikouhou01-02.html>

財務省の前身と言えば大蔵省ですが、「大蔵省設置法」にこんな書かれていたのかと言えば、ブログにある通り、書かれていません。



(任務)

第三条 大蔵省は、左に掲げる事項に関する国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- 一 国の財務
- 二 通貨
- 三 金融
- 四 証券取引
- 五 造幣事業
- 六 印刷事業

(権限)

第四条 大蔵省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使はに基く命令を含む。) に従つてなされなければならない。

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/houritsu/00519490531144.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/00519490531144.htm)

つまり、財務省設置と同時に「健全な財政の確保」なる任務が加えられたのは、平成になってからなのです。

「健全な財政」とはどういうことでしょうか。

財務省のウェブページでは、「新経済・財政再生計画」(2018年6月策定)のポイントとして、「財政健全化」についてこのように説明しています。

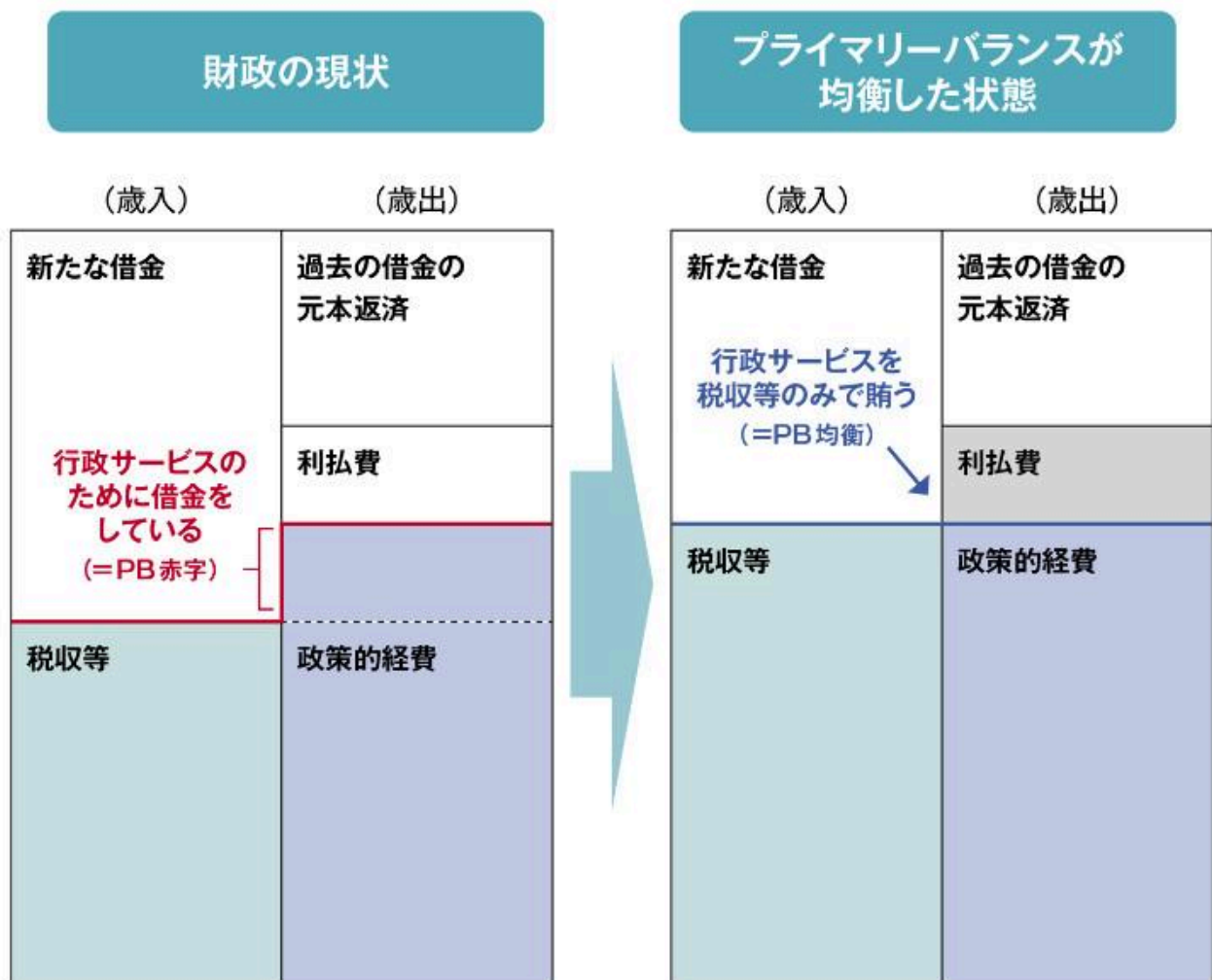
<p><b>国・地方を合わせたプライマリーバランス(PB)を黒字化</b></p> <p><b>債務残高対GDP比の安定的な引下げ</b></p>	<p><b>「新経済・財政再生計画」(2018年6月策定)のポイント</b></p> <p>財政健全化目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 2025年度 国・地方を合わせたプライマリーバランス(PB)を黒字化</li><li>■ 同時に 債務残高対GDP比の安定的な引下げ</li></ul>
---	--

<https://www.mof.go.jp/zaisei/reference/reference-04.html>

ここに出てくるプライマリーバランス(PB)とは、どういうことでしょうか。

財務省では、プライマリーバランスについて、このように説明しています。

- プライマリーバランス(PB)とは、社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費(政策的経費)を、税収等で賄えているかどうかを示す指標です。現在、日本のPBは赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況です。



我が国の2021年度の一般会計予算案で考えてみると、「政策的経費」とは、歳出総額から国債費の一部を除いた83.4兆円、「税収等」とは、歳入総額から公債金を除いた63.0兆円であり、PBは20.4兆円の赤字になっています。

<https://www.mof.go.jp/zaisei/reference/reference-03.html>

プライマリーバランス(PB)とは、社会保障や公共事業をはじめ様々な行政サービスを提供するための経費(政策的経費)を、税収等で賄えているかどうかを示す指標です。現在、日本のPBは赤字であり、政策的経費を借金で賄っている状況です。

つまり、GHQ占領下で定められた財政法第4条の「原則として国の歳出の財源は国債などの借金以外から確保せよ」ということを、財務省の任務として定めているのです。



デフレ下でデフレ促進策ばかり押し進めていることについて政治家や官僚を批判するなら、「法律通りにやっているだけだ」という彼らからの反論が想定されます。

法律に従うことでまともな経済政策が出来ないのなら、法律を変えるのは立法府たる国会の役目です。

法律を変えないまでも現行法の範囲で出来ることすらやらず、日本経済を悪化させる政治家や官僚は、もはや殺人犯どころか大量虐殺者であるという批判を免れる筋の通った論理があるのなら、是非ともご教示頂きたいものです。

最後に、財政規律条項について述べます。

<p>審裁判所である。</p> <p>(裁判の公開)</p> <p>第八十二条 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法廷で行う。</p> <p>2  裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口頭弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。</p> <p>第七章 財政</p> <p>(財政の基本原則)</p> <p>第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。</p> <p>2  財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。</p>	<p>審裁判所である。</p> <p>(裁判の公開)</p> <p>第八十二条 裁判の口頭弁論及び公判手続並びに判決は、公開の法廷で行う。</p> <p>2  裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、口頭弁論及び公判手続は、公開しないで行うことができる。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪又は第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の口頭弁論及び公判手続は、常に公開しなければならない。</p> <p>第七章 財政</p> <p>(財政の基本原則)</p> <p>第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使しなければならない。</p> <p>2  財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。</p>
---	---

[https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/130250\\_1.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/130250_1.pdf)

自民党憲法改正推進本部のウェブページに公開されている日本国憲法改正草案、第83条2項には、このようにあります。

財政の健全性は、法律の定めるところにより、確保されなければならない。

読めば明らかなように、財務省設置法第3条をそのまま憲法の条文にする改正案です。

既に述べたとおり、国債を発行しても問題のない範囲については、21世紀になって久しい今でも、専門家の中で意見が分かれています。

そのような重要事項について法律で定めることは、慎重になるべきではないでしょうか。

ましてや、そんなことを憲法典に定めるということは、少なくとも私個人としては、日本国民への大量虐殺行為と同義と解釈しており、こんなものを推奨する人でなしは殺人鬼であると理解しております。繰り返しますが、もし後になって間違っていることが証明されたとしても、時間を巻き戻すことが出来ないのです。

これらの話すべてに同意を求めるわけではありませんが、祖国の未来について真摯に考える気のある方は、一介の自営業者の一意見として、ご一考頂きたいと思います。

以上です。最後までご視聴頂きまして、ありがとうございました。